

山形県小学生バレーボール連盟規約

(昭和58年8月規約第1号)

改正 平成 5年4月29日規約第1号 平成 9年4月29日規約第1号
平成16年4月25日規約第1号 平成19年4月 8日規約第1号
平成24年4月28日規約第1号

目 次

第1章 規則

第2章 目的及び事業

第3章 役員

第4章 名誉会長、顧問及び参与

第5章 事務局

第6章 会議

第7章 専門委員会

第8章 会計

第9章 補則

附 則

第1章 規則

(名称及び総則)

第1条 本連盟は、山形県小学生バレーボール連盟（以下「県小連」という。）と称し、県内6地区の小学生バレーボール連盟（以下「地区小連」という。）をもって組織する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 県小連は、小学生バレーボールの健全な育成、指導及び発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 県小連は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 小学生対象の各種バレーボール大会の開催及び後援に関する事。
- (2) 小学生バレーボールの普及、競技力向上及び指導に関する事。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関する事。

第3章 役員

(役員)

第4条 県小連に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

- (3) 理事長 1名
 - (4) 副理事長 若干名
 - (5) 理事 若干名
 - (6) 監事 2名
- (会長及び副会長)

第5条 会長は、理事会において選出する。

- 2 会長は、県小連を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、地区小連の会長及び理事会で選出された者をもってこれにあてる。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- (理事)

第6条 理事は、地区小連の推薦する者、その他知識、経験を有する者について会長が委嘱する。

- 2 前項の地区小連の推薦による理事は、各地区の理事長を含め2名とする。
- (理事長及び副理事長)

第7条 理事長及び副理事長は、理事の中から理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

- 2 理事長は、会長の命を受けて会務を処理する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名した副理事長がその職務を代理する。
- (監事)

第8条 監事は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

- 2 監事は、県小連の業務について監査し、必要な事項を理事会に報告する。
- (役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第4章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第10条 県小連に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会において選出する。
- 3 顧問は、県連盟の会長若しくは副会長であった者、又は県小連に功労のあったもので理事会が推薦した者を会長が委嘱する。
- 4 参与は、県小連の理事又は監事であった者で、理事会が推薦した者を会長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は、県小連の運営について、会長の諮問に応じ、必要な助言を行うことができる。

第5章 事務局

(事務局)

第11条 県小連の事務を処理するため、理事長宅に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1名と事務局員若干名を置き、会長が委嘱する。

第6章 会議

(会議)

第12条 県小連の会議は、理事会及び常任理事会とする。

(会議の招集及び議長)

第13条 会議は、会長が召集し、会長は、会議の議長となる。

2 理事会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時開催することができる。

3 常任理事会は、会長が必要と認めたときに随時開催する。

(議決)

第14条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第15条 理事会は第4条に定める役員を持って構成し、規約に定めるもののほか次の事項を議決する。

(1) 県小連の事業計画及び執行に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 諸規程に制定及び改廃に関すること。

(4) その他会長が付議したこと。

(常任理事会)

第15条の2 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、各専門委員会委員長及び各地区小連理事長をもって構成し、本規約に定めるもののほか次の事項を決定する。

(1) 県小連事業の運営方針の立案に関すること。

(2) 理事会に付議する事項の立案に関すること。

(3) 理事会の議決で委任されたこと。

(4) その他会長、又は理事会が付議したこと。

2 理事会を開催する暇がない場合は、理事会の議決事項を常任理事会で議決することができる。

3 前項で議決した事項は、その後開催される理事会に報告する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第16条 県小連の事業を円滑に執行するため、次の専門委員会を置く。

(1) 総務委員会

(2) 競技委員会

(3) 審判委員会

(4) 指導及び普及委員会

(5) ソフト委員会

2 専門委員会に関する規定は別に定める。

第8章 会計

(経費)

第17条 県小連の経費は、事務連絡費、助成金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(事務連絡費)

第18条 県小連の事務連絡費は、理事会において決定する。

(会計年度)

第19条 県小連の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第9章 雑則

(上部団体への加入)

第20条 県小連は、日本小学生バレーボール連盟及び東北小学生バレーボール連盟に加盟する。

(簿冊)

第21条 県小連の事務局の次の簿冊を備える。

- (1) 会計簿
- (2) 登録簿
- (3) 役員名簿
- (4) 成績記録簿
- (5) 議事録
- (6) その他会長が必要と認めるもの

(細則)

第22条 本規約の施行について必要な細則は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和56年8月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年4月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月29日から施行する。

(施行規定)

1 この規約は、平成16年4月25日から施行する。

(読替規定)

2 平成16年度においては、この規約による改正前の山形県小学生バレーボール連盟規約（昭和58年8月21日制定）中「常任理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成19年4月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月28日から施行する。